

令和2年度放課後児童支援員認定資格研修事業に係る公募型プロポーザル募集要項

1 事業名

令和2年度放課後児童支援員認定資格研修事業

2 業務内容

別添「令和2年度放課後児童支援員認定資格研修事業委託仕様書」のとおり

3 委託契約期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月26日（金）まで

4 委託料

20,086,593円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 応募資格

次のいずれの要件も満たしていること。

- (1) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る知識と能力を有している法人であること。
- (2) 常にセキュリティ対策を徹底し、万一の事故が発生した場合にも、迅速な対応を図ることができること。

6 提案にあたって提出する書類

- (1) 事業計画提案書（第1号様式）※上記5（2）については、想定される事故等（例：個人情報漏洩、急な講師の欠席、修了証等の記載誤り・誤送付 など）への対応策を具体的に示すこと。
- (2) 提案者調書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式及び別紙）
- (4) 見積書（第4号様式） ※消費税を含む費用（郵送料など）は、消費税の二重計上に留意すること。
- (5) 募集案内及び受講決定通知（任意様式）
- (6) 参考テキスト（レジュメ）（任意様式）
※研修実施科目「1-①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」の講義を想定したテキスト（レジュメ）を作成して提出すること。また、テキストの金額（概算で可）についても明示すること。
- (7) 講師候補者一覧（氏名、所属、研究内容に関連する実績等）（任意様式）
- (8) 6月開始にむけた、具体的なスケジュール（任意様式）

※各様式は次世代育成課ホームページからもダウンロードできます。

次世代育成課ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/houkagokensyu-proposal.html>

7 提案書類提出の手続き

(1) 提案書類受付期間

令和2年2月10日(月)～令和2年2月25日(火) 当日必着
持参の場合は、上記期間中の平日8時30分から17時15分まで

(2) 質問受付及び回答

ア 受付

令和2年2月10日(月)～令和2年2月17日(月)(12時00分まで)
当該事業についてご質問がある場合は、ファックスにて受付いたします。

イ 回答

令和2年2月20日(木)までに回答します。

質問に対する回答は、次世代育成課ホームページで回答しますので、ご確認ください。

(3) 提出先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 子育て支援人材グループ
住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁第二分庁舎3階

(4) 提出部数

6部(※1部正本とし、残り5部は複写で可)

8 選考方法

審査会において、複数名の委員により書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。
なお、応募多数の場合は、書類審査による第1次選考を行います。書類審査及びプレゼンテーション審査にあたっては、各審査委員が次の審査基準により点数評価を行います。

評価事項	評価内容	評価項目	配点	
提案者の評価	業務実施の考え方	業務を実施するにあたって、本事業の基本的な考え方を理解しているか。	10	
	実施体制	提案者の業務実施体制は効果的、効率的に実施するために適切な体制になっているか。 また、想定される事故等への対応策が具体的に示されているか。	10	
		業務実施するための専門的知識や類似資格研修等過去の実績を含めた経緯を有しているか。	10	
	法令遵守体制	法令を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うことができるか。	10	
提案内容の評価	提案内容	講師	講師要件に沿った講師を適切に選任することができるか。	10
		研修テキスト	研修内容の理解・習得が容易な資料作成となっているか。	10
		実施方法	研修受講者が受講しやすい工夫・配慮等があるか。	10
			研修方法について、学びが深められるような創意工夫等がみられるか。	10

		修了評価	修了評価を適切に実施できる仕組みになるように工夫されているか。	10
	設定金額		仕様書に基づき、適切な金額となっているか。	10
			合計	100

※プレゼンテーションにおける注意事項

- ・ 事前に提出された事業計画提案書、提案者調書（添付書類を含む）に基づきプレゼンテーションを行ってください。また、参考テキストとして提出されたレジュメについて、作成時の留意点や工夫箇所についての説明も行ってください。
- ・ 上記提出書類以外の資料を配布することは不可とします。
- ・ 審査委員との質疑応答がありますので、質問に答えてください。
- ・ プレゼンテーションには、当該業務の責任者及び中心となる担当者が出席し、担当者が説明を行ってください。なお、審査委員の質問には、責任者と担当者のいずれの方が答えても構いません。

(1) 参加が無効になる場合

提出書類が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 応募資格を有しないもの
- イ 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 委託料の上限を超えているもの

(2) 選考結果の通知

審査会の結果を踏まえ決定し、選考結果を通知します。なお、選考後、委託先として決定した者の名称及び事業の概要を県のホームページで公表します。

9 契約

委託先として決定された者は、県と契約を締結することとします。

令和2年4月以降に締結する契約書については、令和2年4月1日施行予定の改正民法に基づき、現在添付している契約書案条文から変更がある予定です。

契約の締結時期は別途調整します。契約期間中、次世代育成課と適宜協議を行いながら、業務を実施してください。

応募のあった事業計画の内容や委託料の額については、調整を行うことがあります。

なお、県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者（神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者（委託先として決定された者）に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(契約の効力の遡及)

第〇条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第1条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

10 報告

事業終了後、速やかに事業完了報告書（第5号様式）及び事業収支計算書（第6号様式）等を提出してください。

11 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しません。
- (5) 選定後、参加者名及び選定結果を公表します。

問合せ先

〒231-8588

横浜市中区日本大通1（県庁第二分庁舎3階）

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

子育て支援人材グループ

電話 045-210-4687（直通） FAX 045-210-8956